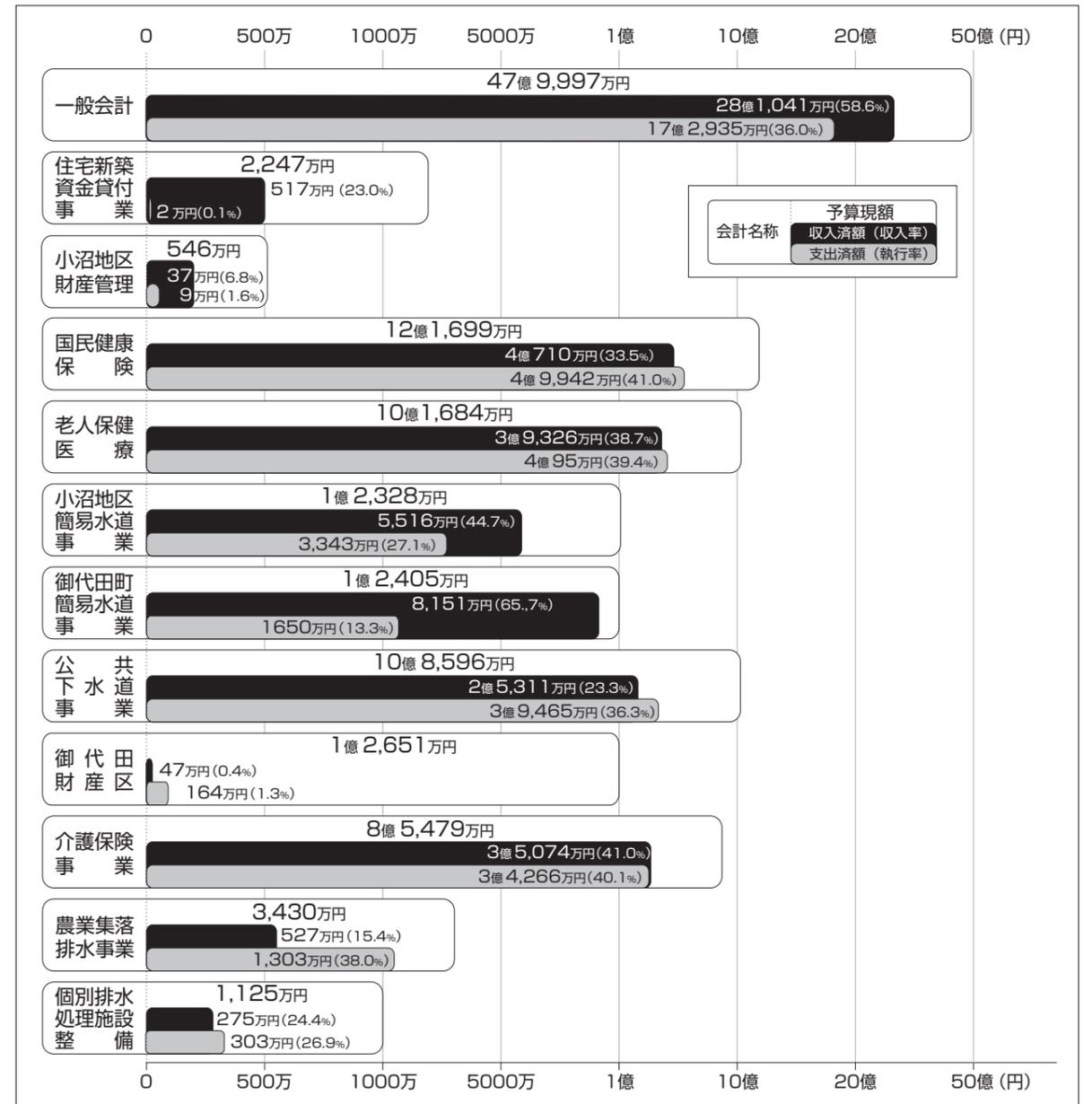
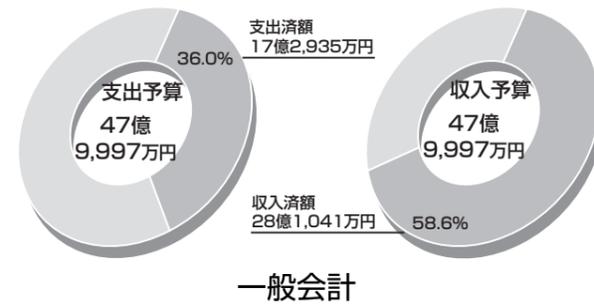


町の財政状況

今年4月から9月末までの状況は…

一般会計の予算総額は、当初予算に2回の補正を加え、総額47億9,997万円となり、昨年と同じ時期に比べて1億3,816万円の減となりました。
また、特定の事業を行うための特別会計は、補正予算を加えた11会計の合計が46億2,191万円となりました。
4月から9月末までの一般会計予算の執行状況は、予算の58.6%が収入済み、36.0%が執行済みとなっています。



提出期限は1月31日です 平成19年度償却資産(固定資産税)申告

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年一月一日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村長に申告する必要があります。

申告が必要な償却資産

固定資産税でいう償却資産とは、土地と家屋以外の事業の用に使用することができる資産で、次の6種類に分かれています。

- ① 構築物
舗装路面・塔 など
- ② 機械および装置
工作機械・製造加工機械・建設機械・動力配線設備、ポンプ など
- ③ 船舶
ボート・ヨット など
- ④ 航空機
飛行機・ヘリコプター・グライダー など
- ⑤ 車両および運搬具
貨車・客車・トラック など
- ⑥ 工具・器具・備品
測定工具・医療用器具・机・イス・ロッカー など

原則として
申告の対象に
ならないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、一括し3年間で償却される資産
- 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラックなどは、償却資産の範囲から除かれます。

申告書の提出期限

申告期限は、地方税法三百八十三条で1月31日と定められています。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入して、早めに総務課課税係へ提出してください。ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先 役場総務課 課税係(内線42・49番)

申告の方法

今年度新規に申告される人

今回初めて申告される人は、全資産を種類別明細書に記入して申告してください。

申告書は総務課課税係にあります。役場まで取りに来ることが困難な場合は、ご連絡いただければ郵送します。

なお、事業を行っていても、申告する資産が全くない場合には申告書の備考欄に「該当資産なし」と、明記して申告してください。

前年度申告をされた人

町から12月中旬頃に申告書を郵送しますので、平成18年1月から12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告をしてください。

電算処理で申告される人

事業所のコンピュータで申告書を作成される場合は、平成19年1月1日現在の全資産を入力して申告してください。